

## 議案第11号

都市公園を設置すべき区域を定めることについて

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のとおり都市公園を設置すべき区域を定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

大網白里市長 金坂昌典

### 1 都市公園を設置すべき区域

大網白里市四天木字南新田979番地1、979番地2及び980番地

### 2 面積

約5,000平方メートル

### 3 区域図

別図のとおり